

その他の福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。
なお、財政状況を考慮し、対象年齢を拡大する方向で検討する。
- 3 母子家庭等医療助成の受給対象については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 原子爆弾被爆者健康管理事業については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 5 引揚住宅事業については、当面現行のとおりとする。
- 6 災害見舞金制度については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、現行のとおり継続し運営するものとする。

平成16年1月31日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会
会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 14 その他の福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。 2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。 なお、財政状況を考慮し、対象年齢を拡大する方向で検討する。 3 母子家庭等医療助成の受給対象については、稲沢市の制度に統一する。 4 原子爆弾被爆者健康管理事業については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。 5 引揚住宅事業については、当面現行のとおりとする。 6 災害見舞金制度については、稲沢市の制度に統一する。 7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、現行のとおり継続し運営するものとする。

【提案理由】

<ol style="list-style-type: none"> 1 老人医療助成については、制度の趣旨及び医療制度の改正等を勘案し、適正な助成制度とするためである。 2 乳幼児医療助成については、対象者等への影響を勘案し、県内他市の現状に照らして適正な水準とするためである。 3 母子家庭等医療助成については、制度の趣旨及び対象者の実態等を勘案し、適正な助成制度として実施するためである。 4 原子爆弾被爆者健康管理事業の制度を維持するためである。 5 引揚住宅事業は施設の必要性について、さらに検討する必要があるためである。 6 災害見舞金制度は、住民の災害復興及び福利厚生を目的とする救済制度として必要とするためである。 7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、健康増進又は福祉向上に必要な施設であるためである。

【現況】

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
老人医療助成	<p>1 受給対象 対象年齢は、68歳誕生月の初日から69歳誕生月の末日までの者。ただし、平成19年10月から73歳誕生月の初日から74歳誕生月の末日までの者 所得制限有り (県補助金交付要綱どおり)</p> <p>2 一部負担 費用額の1割又は2割 高額医療費については老人保健法に準ずる</p> <p>3 受給者数 900人(H15.4.1) (県補助対象 900人) (市単独事業 0人)</p>	<p>1 受給対象 対象年齢は、68歳誕生月の初日から69歳誕生月の末日までの者。ただし、平成19年10月から73歳誕生月の初日から74歳誕生月の末日までの者 所得制限無し (町単独事業実施)</p> <p>2 一部負担 費用額の1割又は2割 高額医療費については老人保健法に準ずる</p> <p>3 受給者数 276人(H15.4.1) (県補助対象 227人) (町単独事業 49人)</p>	<p>1 受給対象 対象年齢は、68歳誕生月の初日から69歳誕生月の末日までの者。ただし、平成19年10月から73歳誕生月の初日から74歳誕生月の末日までの者 所得制限有り (県補助金交付要綱どおり)</p> <p>2 一部負担 費用額の1割又は2割 高額医療費については老人保健法に準ずる</p> <p>3 受給者数 149人(H15.4.1) (県補助対象 149人) (町単独事業 0人)</p>	<p>稲沢市及び平和町の制度に統一する。</p>
乳幼児医療助成	<p>1 受給対象 6歳誕生日の属する月の末日までの乳幼児</p> <p>2 一部負担 外来は4歳誕生日の属する月の末日まで、入院は6歳誕生日の属する月の末日まで、いずれもなし</p> <p>3 受給者数 6,520人(H15.4.1) 4歳未満[入院・外来] (県補助対象 4,347人) 4歳から6歳迄[入院] (市単独事業 2,173人)</p>	<p>1 受給対象 6歳誕生日の属する年度の3月31日までの乳幼児</p> <p>2 一部負担 入院、外来とも6歳誕生月の属する年度の3月31日までなし</p> <p>3 受給者数 1,134人(H15.4.1) 4歳未満[入院・外来] (県補助対象 720人) 4歳から6歳迄[入院・外来] (町単独事業 414人)</p>	<p>1 受給対象 6歳誕生日の属する月の末日までの乳幼児</p> <p>2 一部負担 外来は4歳誕生日の属する月の末日まで、入院は6歳誕生日の属する月の末日まで、いずれもなし</p> <p>3 受給者数 717人(H15.4.1) 4歳未満[入院・外来] (県補助対象 471人) 4歳から6歳迄[入院] (町単独事業 246人)</p>	<p>合併年度については現行のとおりとし、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
母子家庭等医療助成	<p>1 受給対象 年齢18歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童 所得制限有り (県補助金交付要綱どおり)</p> <p>2 一部負担 無し</p> <p>3 受給者数 423人(H15.4.1) (県補助対象 423人) (市単独事業 0人)</p>	<p>1 受給対象 年齢18歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童 所得制限無し (町単独事業実施)</p> <p>2 一部負担 無し</p> <p>3 受給者数 268人(H15.4.1) (県補助対象 230人) (町単独事業 38人)</p>	<p>1 受給対象 年齢18歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童 所得制限無し (町単独事業実施)</p> <p>2 一部負担 無し</p> <p>3 受給者数 184人(H15.4.1) (県補助対象 160人) (町単独事業 24人)</p>	稲沢市の制度に統一する。
原子爆弾被爆者健康管理事業	<p>対象者 被爆者 内容 毎年3月、9月の2期に分け月額3,000円分を支給</p>	<p>対象者 被爆者 内容 毎年3月、9月の2期に分け月額3,500円分を支給</p>	<p>対象者 被爆者 内容 毎年3月、9月の2期に分け月額3,000円分を支給</p>	稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
引揚者住宅事業	実施していない	<p>対象者 終戦後の引揚者(9世帯) 内容 家賃月額550円</p>	実施していない	当面現行のとおりとする。
災害見舞金	<p>死亡 10万円 負傷(1ヶ月入院) 2万円 住宅の全焼、全壊 5万円 住宅の半焼、半壊 3万円 住宅の床上浸水 1万円</p>	実施していない	<p>住宅等の全焼、 1万円 住宅等の半焼、 5千円 (社会福祉協議会事業)</p>	稲沢市の制度に統一する。
平和らくらくプラザ	実施していない	実施していない	浴場、パーディプールなどを備えた複合施設	現行のとおり継続し運営するものとする。